

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 関川村 (都道府県: 新潟県)
 本事業の担当部局名 住民税務課住民環境班

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)				
個別事業名	関川村結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	R3	年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,500,000 円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p><地域における実情と課題> 関川村の人口は昭和22年の12,278人をピークに減少傾向が続いており、令和2年4月現在の推計人口は5,232人で、近年は毎年110人のペースで減少している。その内訳は、自然動態での減少が約60人、社会動態での減少が約50人となっている。世代別の社会動態をみると、15~19歳が20~24歳になるときの減少数が全体の約5割を占め、高校卒業時期に村外に流出していることがうかがえる。国勢調査等に基づいた村の人口推計によると、今後も現状の人口動態が続いた場合、村の人口は2065年には現在人口の約28%にあたる1,470人程度まで減少することが予測される。また、2025年には高齢人口が生産人口を上回ることも予測され、村全体の活力が維持できるか心配される。</p> <p>このような現状を踏まえ、将来にわたって持続可能なむらづくりを進めるため平成28年に「第6次関川村総合計画」を策定し、「①住みよい暮らしづくり」「②地域を担う産業の振興」「③交流から定住の促進」「④切れ目のない子育て支援」「⑤みんながいきいきと暮らす環境づくり」「⑥無駄のない健全な行政の効率化」の6つを重点課題の柱とし、具体的な施策と目標数値を定め、その実現に向け進めてるところである。</p> <p>また、進行する少子化に対応するため、平成27年に「関川村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進した。さらに令和元年度には、妊娠・出産・子育てを通して子どもの成長や子育ての悩み等に寄り添い、妊娠期から学童期にわたり切れ目なく子育て世代を支援していくため、村内在住の就学前児童及び小学生児童のいる世帯・保護者を対象に「子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、令和2年に「第2期 関川村子ども・子育て支援事業計画」を策定し「子育てしやすい村」づくりを進めている。しかし残念ながら村の出生数は、平成21年34人であったのが、令和元年19人と年々減少傾向にあり、大きな課題となっている。</p> <p><本個別事業の位置付け> 「第6次関川村総合計画」において、「③交流から定住の促進」では、出会いの場の創出として、村内の嫁むこ対策を目的に活動するグループに対し、必要な経費を助成する「嫁むこ対策活動事業」を実施し、さらに「④切れ目のない子育て支援」では「不妊・不育症治療費助成制度」の実施、そして子育てしているすべての家庭を応援するため、病児・病後児保育事業等子育て支援サービスの充実、働きながら子育てしている家庭を応援するため、学童保育、延長保育、土曜日保育等の充実に取り組み、出会い、出産、子育てについて支援を行っている。</p> <p>しかし、結婚における支援が手薄となっているため、令和3年度から村の単独事業で始めた、村内に定住してもらうことを目的に結婚後村内に居住する新婚夫婦に10万円を補助する事業(関川村結婚祝金交付事業)と、さらに本事業にも取り組み、併せて結婚支援の充実を図る。そして③と④をつなげることにより、出会いから子育てまで一体的な支援を行い、出生数の増加を図る。</p>				
	(本個別事業における現状と課題)				
	(課題への対応)				
個別事業の内容	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【補助上限額】				
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
【対象費目】					
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用

※(注)3 **【その他独自要件】**

- ・補助金の交付日から、夫婦が3年以上村内に定住の意思があること。
- ・夫婦がこれまでに村税(すべての税目を含む)の滞納がないこと。また、夫婦が村外から転入している場合においては、転入前の市町村税についても滞納がないこと。
- ・令和5年1月～3月末までの間に支払った住宅取得費用等は村単独経費とする。
- ・令和5年1月～2月末までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦の経費は村単独経費とする。

2. 申請見込

①新規世帯見込

上記のうち	3	世帯		
	ともに29歳以下	2	世帯	
			左記以外	1 世帯

【積算根拠】

■令和5年:本事業及び村の単独事業を併せて結婚支援の充実を図ることにより3世帯を見込む

【令和4年度申請状況】

(令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月)
申請 見込 世帯数 1 世帯

②継続補助見込

	継続補助実施の有無	有	
見込世帯数		0	世帯
対象経費支出予定額		0	円

3. 広報の実施予定

村の広報誌とホームページへの掲載、戸籍及び住民異動届出窓口で婚姻届提出時や婚姻による転入届出時にチラシを配布する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		1歳6カ月児健診受診率	%	100 (令和7年)
	3歳児健診受診率 R元⇒R7	%	100 (令和7年)	95 (令和3年)
	子育て支援センターすくすくの0歳児利用率 R元⇒R7	%	50 (令和7年)	41 (令和3年)
	学童保育の待機率 R2⇒R7	%	0 (令和7年)	0 (令和3年)
	未満児保育の待機率 R2⇒R7	%	0 (令和7年)	0 (令和3年)
	出会いイベントでのカップル成立数 10組/1イベント	組	10 (令和7年)	0 (令和3年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		0.78 (令和3年)	
	婚姻件数	件	9 (令和3年)	
	婚姻率		2.8 (令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	25
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> ・村内で実施する出会いイベント等への参加条件を村内在住者に限定しないことで、県全体の婚姻率を上げることを目指す。 ・ハートマッチにいがたの登録費用の助成を行い、出会いの機会の創出を図る。 			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<ul style="list-style-type: none"> ・村内賃貸事業者等にチラシ配布について協力していただくことで、対象世帯に情報を提供する。 ・村内の事業所にハートマッチ協力企業登録の協力依頼を行うことで、事業所における結婚支援の機運上昇を図る。 			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
- ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
- ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
- ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。